

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年3月11日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 大船渡綾里三陸線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市赤崎町字清水109番2地先から108番1地先まで	新	m 13.3～11.0	m 80.0
	旧	14.3～11.0	80.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月11日から同年4月11日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 陸前高田停車場線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市米崎町字沼田55番地先から87番1地先まで	新	m 16.1～9.3	m 126.0
	旧	16.1～15.1	24.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月11日から同年4月11日まで

- 3（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 釜石住田線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字土倉298番73地先内	新	m 40.7～25.0	m 92.0
	旧	18.5～8.8	92.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月11日から同年4月11日まで

- 4（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 丸森権現堂線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字地ノ森32番5地先から54番地先まで	新	m 30.5~15.2	m 112.0
	旧	30.5~15.2	112.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月11日から同年4月11日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市横田町字三日市141番5地先から字銭洞1番2地先まで	新	m 13.6~10.0	m 165.0
	旧	10.0~7.6	165.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成23年3月11日から同年4月11日まで